

公共建築工事標準仕様書のよくある質問（Q & A）

Q 1

公共建築工事において、公共建築工事標準仕様書に記載のない材料・工法等は採用できないのか。

A 1

公共建築工事標準仕様書は、公共建築工事において使用する材料（機材）、工法等について標準的な仕様を取りまとめたものであり、公共建築工事標準仕様書に記載のない材料、工法等の採用を妨げるものではありません。

公共建築工事標準仕様書に記載のない材料、工法等を採用する場合には、選定した材料、工法等を設計図書に特記することになります。

Q 2

公共建築工事では公共建築工事標準仕様書を必ず使わなければならないのか。

A 2

公共建築工事標準仕様書は、各府省庁が使用する「統一基準」として、国家機関の建築物の整備において適用しています。

地方公共団体等の建築物の整備において適用しなければならないと規制しているものではありませんが、HP 等で公表していますので、適宜ご参照ください。

Q 3

公共建築工事標準仕様書は集合住宅等で使えるのか。

A 3

公共建築工事標準仕様書は、国の一般的な事務庁舎への適用を想定したものです。必ずしも集合住宅等に対応した仕様となっていない場合がありますので、使用の際にはご注意ください。

Q 4

環境対策や生産性向上に資する新たな技術について、積極的に公共建築工事標準仕様書に追記すべきではないか。

A 4

公共建築工事標準仕様書は、環境対策や生産性向上等に資する新たな技術の活用を促したり、特定して記載したりするものではなく、公共建築工事において使用する材料（機材）、工法等について標準的な仕様を取りまとめたものです。

記載可否の検討にあたっては、環境対策や生産性向上等に資する新たな技術であるかに関わらず、主に次の内容を考慮しています。

- ・ 規格が統一化又は標準化されていること。
- ・ 信頼性及び耐久性を有し、安全性及び環境保全性が確保されていること。
- ・ 地域的に偏在したものでなく、全国的な市場性があること。
- ・ 特許等に関連するもの又は特定の企業等に限定されるものではないこと。
- ・ 適切な実績があること。

なお、公共建築工事標準仕様書に記載のない材料・工法等であっても、設計図書に仕様を特記することで採用することができます。